

付 議 第 1 号

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和 52 年高知県教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、第8条又は第12条の規定にかかわらず、」を「第8条及び第12条に規定する」に、「6月」を「2月」に、「返納しない」を「返却しない」に改め、同条第2項中「6月」を「2月」に、「返納していない」を「返却していない」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県立図書館の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に館外貸出し（高知県立図書館の管理運営に関する規則第5条に規定する館外貸出しをいう。以下同じ。）を受けた利用者（同規則第2条に規定する利用者をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に館外貸出しを受け、かつ、施行日以後に館外貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に館外貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第14条第2項の規定は、施行日以後に高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の館外への貸出しを受けた利用者について適用し、施行日前に市民図書館の資料の館外への貸出しを受け、かつ、施行日以後に市民図書館の資料の館外への貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に市民図書館の館外への貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後に館外貸出し又は市民図書館の資料の館外への貸出し（以下この項において「館外貸出し等」という。）を受けた利用者が施行日前にも館外貸出し等を受けている場合であって、当該利用者が施行日以後に館外貸出し等を受けた資料のうち当該資料の貸出期間（改正後の規則第14条第1項又は第2項の貸出期間をいう。）を経過した日から2月を超えているもの

を返却したときは、前 2 項の規定にかかわらず、当該利用者が施行日前に館外貸出し等を受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案説明

(1) 改正の概要

図書館資料の貸出期間を経過した日以降において、資料を返却しない場合の貸出停止までの期間を6月から2月に短縮しようとするもの

(2) 改正理由

貸出停止までの期間の短縮により、利用者の返却意識向上を図り、また、県民の共有財産である図書館資料の保全を図ることで、県民へのサービス向上につなげるもの

(3) 施行期日

令和6年12月1日

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県立図書館の管理運営に関する規則（抜粋）	高知県立図書館の管理運営に関する規則（抜粋）
（館外貸出しの停止）	（館外貸出しの停止）
第14条 利用者が <u>第8条及び第12条に規定する貸出期間を経過した日から2月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。</u>	第14条 利用者が、 <u>第8条又は第12条の規定にかかわらず、貸出期間を経過した日から6月を超えても資料を返納しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。</u>
2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から <u>2月を超えても返却していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。</u>	2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から <u>6月を超えても返納していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。</u>
附 則（令和6年 月 日教育委員会規則第 号） （施行期日）	
<u>1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。</u> （経過措置）	
<u>2 この規則による改正後の高知県立図書館の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に館外貸出し（高知県立図書館の管理運営に関する規則第5条に規定する館外貸出しをいう。以下同じ。）を受けた利用者（同規則第</u>	

2条に規定する利用者をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に館外貸出しを受け、かつ、施行日以後に館外貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に館外貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第14条第2項の規定は、施行日以後に高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の館外への貸出しを受けた利用者について適用し、施行日前に市民図書館の資料の館外への貸出しを受け、かつ、施行日以後に市民図書館の資料の館外への貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に市民図書館の館外への貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

4 施行日以後に館外貸出し又は市民図書館の資料の館外への貸出し（以下この項において「館外貸出し等」という。）を受けた利用者が施行日前にも館外貸出し等を受けている場合であって、当該利用者が施行日以後に館外貸出し等を受けた資料のうち当該資料の貸出期間（改正後の規則第14条第1項又は第2項の貸出期間をいう。）を経過した日から2月を超えているものを返却したときは、前2項の規定にかかわらず、当該利用者が施行日前に館外貸出し等を受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部改正についての意見公募

1 意見公募の概要

図書館資料の貸出期間を経過した日以降において、資料を返却しない場合の貸出停止までの期間を「6月」から「2月」に短縮しようとするもの。

期間の短縮により、利用者の返却への意識向上を図り、また、県民の共有財産である図書館資料の保全を図ることで、県民へのサービス向上につなげる。

2 意見公募の期間

令和6年7月24日（水曜日）から令和6年8月30日（金曜日）まで

3 意見の提出方法

電子メール、郵送及びFAX

4 規則等の案及び関連資料の閲覧場所

高知県ホームページ

県民室（本庁舎1階）

安芸福祉保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、幡多福祉保健所、
須崎農業振興センター

生涯学習課（西庁舎2階）

5 提出されたご意見の数

0件

高知県立図書館の管理運営に関する規則（改正後全文）

昭和52年 3 月29日教育委員会規則第 3 号

高知県立図書館の管理運営に関する規則をここに公布する。

高知県立図書館の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（県立図書館の利用）

第2条 県立図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、高知県立図書館長（以下「館長」という。）の定める手続によらなければならない。

（書庫内の資料利用数）

第3条 利用者が県立図書館内（次条において「館内」という。）で同時に利用できる書庫内の資料の数は、図書等（図書、雑誌、新聞、官公報類、古文書等をいう。以下同じ。）にあっては20点以内、その他の資料（視聴覚資料、マイクロフィルム等をいう。以下同じ。）にあっては10点以内（いずれも高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の点数を含む。）で館長が定めるものとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（館内での資料利用場所）

第4条 利用者が館内で資料を利用しようとするときは、館長が定める場所において利用しなければならない。

（館外貸出しを受けることができる個人）

第5条 次の各号のいずれかに該当する個人は、県立図書館の館外への資料の貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けることができる。

- （1） 県内に住所又は居所を有する者
- （2） 県外に住所を有する者であつて、館長が適当であると認めたもの

（個人登録及び利用カードの交付等）

第6条 資料の館外貸出し等を受けようとする個人は、館長の定めるところにより登録を行い、県立図書館を利用するためのカード（県立図書館及び市民図書館の間で共通して利用できるカードをいう。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の登録をするときは、氏名及び住所を証明するに足るものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の者については、これを省略することができる。
- 3 利用カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。これを更新するときの期間についても同様とする。
- 4 利用カードの交付を受けた個人は、利用カードの有効期間が満了し、当該有効期間を更新しないときは、当該利用カードを速やかに返却しなければならない。

（個人への館外貸出点数）

第7条 個人に対して同時に館外貸出しをすることができる資料の数は、図書等にあっては20点以内、その他の資料にあっては10点以内（いずれも市民図書館で館外への貸出しを受ける資料の点数を含む。）で館長が定めるものとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(個人への館外貸出期間)

第8条 個人に対して館外貸出しをする資料の貸出期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 図書等については、14日以内
- (2) その他の資料については、館長の定める期間

(館外貸出しを受けることができる団体)

第9条 図書館、県内の公民館、官公署及び学校その他館長が適当であると認めた団体（以下「団体」という。）は、県立図書館の資料の館外貸出しを受けることができる。

(団体登録及び利用カードの交付等)

第10条 資料の館外貸出しを受けようとする団体は、館長の定めるところにより登録を行い、利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期間は、交付の日から1年以内とする。これを更新するときの期間についても同様とする。
- 3 利用カードの交付を受けた団体は、利用カードの有効期間が満了し、当該有効期間を更新しないときは、当該利用カードを速やかに返却しなければならない。

(団体への館外貸出点数)

第11条 団体に対して同時に館外貸出しをすることができる資料の数は、50点以内（市民図書館で館外への貸出しを受ける資料の点数を含む。）とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(団体への館外貸出期間)

第12条 団体に対して館外貸出しをする資料の貸出期間は、1月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(館外貸出しの制限)

第13条 次に掲げる資料は、館外貸出しを受けることができない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 貴重資料及び参考資料
- (2) 郷土資料（貸出し対象資料を除く。）及び寄託資料
- (3) 新聞及び官公報類
- (4) 古文書
- (5) マイクロフィルム
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館長が貸出しを不適当と認めたもの

(館外貸出しの停止)

第14条 利用者が第8条及び第12条に規定する貸出期間を経過した日から2月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。

- 2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から2月を超えても返却していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。

(利用カードの紛失及び再交付)

第15条 利用カードの交付を受けた利用者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を届けなければならない。

- 2 館長は、前項の規定による届出を受理したときは、紛失した利用カードを失効させるとともに、届

け出た者の申し出により、利用カードの再交付を行うものとする。

(利用カードの譲渡及び貸与の禁止)

第16条 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、館長が認めた場合は、代理人が貸出しを受けることができる。

(利用カードの失効)

第17条 第14条の規定により資料の館外貸出しを停止された場合又は第5条若しくは第9条の規定に該当しなくなった場合は、その者の利用カードは、その日から効力を失う。この場合において、利用者は、無効になった利用カードを速やかに返却しなければならない。

(自動車文庫)

第18条 県立図書館に自動車文庫を設け、県内の図書館、公民館、官公署、学校その他館長が必要があると認めた団体を定期巡回し、県立図書館の資料を貸し出すことができる。

2 前項の自動車文庫を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(自動車文庫の貸出資料数等)

第19条 前条第1項の自動車文庫において同時に貸し出すことができる資料の数は、200点以内とし、貸出期間は、次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(登録内容の変更届)

第20条 利用カードの交付を受けた者及び第18条第1項の自動車文庫を利用する者は、第6条第1項若しくは第10条第1項の規定による登録内容又は第18条第2項の手続の際の内容に変更のあった場合は、速やかに届け出なければならない。

(損傷等の届出)

第21条 利用者は、県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、館長の指示に従い、現品、相当の代替品その他館長が定める方法をもって弁償しなければならない。第6条第4項、第10条第3項、第15条第1項、第16条又は第17条の規定に違反したことにより生じた損害についても同様とする。

(資料の寄贈等)

第22条 館長は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 県立図書館に、資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、県立図書館の管理運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 高知県立図書館運営規則（昭和29年高知県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成2年3月28日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月26日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成6年9月20日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月8日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教育委員会規則第9号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年4月3日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成30年7月24日から施行する。

附 則（令和6年 月 日教育委員会規則第 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県立図書館の管理運営に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に館外貸出し（高知県立図書館の管理運営に関する規則第5条に規定する館外貸出しをいう。以下同じ。）を受けた利用者（同規則第2条に規定する利用者をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に館外貸出しを受け、かつ、施行日以後に館外貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に館外貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第14条第2項の規定は、施行日以後に高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の館外への貸出しを受けた利用者について適用し、施行日前に市民図書館の資料の館外への貸出しを受け、かつ、施行日以後に市民図書館の資料の館外への貸出しを受けていない利用者が当該施行日前に市民図書館の館外への貸出しを受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後に館外貸出し又は市民図書館の資料の館外への貸出し（以下この項において「館外貸出し等」という。）を受けた利用者が施行日前にも館外貸出し等を受けている場合であって、当該利用者が施行日以後に館外貸出し等を受けた資料のうち当該資料の貸出期間（改正後の規則第14条第1項又は第2項の貸出期間をいう。）を経過した日から2月を超えているものを返却したときは、前2項の規定にかかわらず、当該利用者が施行日前に館外貸出し等を受けた資料を返却しないことに伴う館外貸出しの停止については、なお従前の例による。